

○ 付議事案

**「高速道路のサービスエリア等施設の障害者用駐車スペース等を充実させてほしい。」**

第 119 回会議

1. 開催日 令和 5 年 12 月 18 日 (月)
2. 場所 大手前合同庁舎 11 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、大草委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
  - 高速道路会社が、サービスエリア等施設の構造上の制約があるため、現状において、一般駐車場に障害者用駐車スペースを設置して暫定的に対応していることは理解できる。

しかし、高齢化が進む社会において、本件相談と同様の事情を抱えた高速道路の利用者は多いものと思われる。バリアフリー法が目指す社会に向けて、障害者用駐車スペースは、トイレ施設等に隣接した場所、屋根付きなどの条件を整えた上で整備することは必須であると考えます。
  - 高速道路のサービスエリア等施設における歩行者用通行帯、横断帯について、安全のため塗装することは対策として有効だと考えられる。なお、その場合には、滑りにくい塗装に配慮した方がよい。
  - サービスエリア等施設の利用者のマナー向上について引き続き啓発することが重要である。

例えば、障害者用駐車場付近で、当該駐車場の利用対象者（車いすの利用者、高齢者、歩行困難者、妊産婦など）の範囲を自動音声で流すことで、非対象者による利用の抑制につながるのではないか。また、障害者用駐車場の案内看板をもっと大きくすることや、マタニティマークを路面に標示することで、高齢者や障害を持たない者（例えば、妊産婦）がもっと利用しやすくなると思う。
  - 高齢化社会が急速に進んでおり、現在の施設整備に関する基準では対応できないケースも想定される。今後は、サービスエリア等施設の利用実態を踏まえ、障害者用駐車スペースの増設や利便性の確保に取り組むことが必要になってくると思う。
  - 現在、バリアフリー法以外にマタニティマークやパーキングパーミット制度など各種制度が設けられている。社会情勢を踏まえ、これら各種諸制度との連携も考慮の上、高速道路会社は障害者用駐車場の整備に取り組んでいくことが必要である。

(当局ホームページ : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)